

# あいち暮らしっく

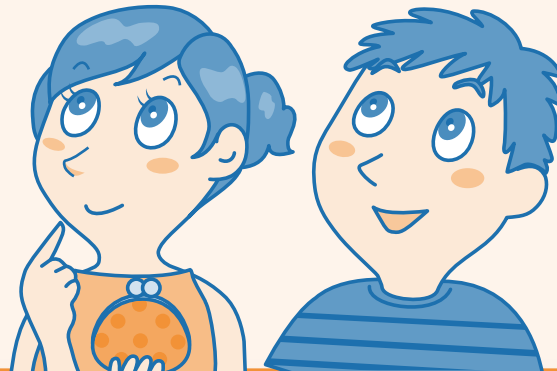
2013年  
No.100

消費生活情報紙「あいち暮らしっく」が100号を発行することになりました。

昨年12月に「消費者教育の推進に関する法律」(消費者教育推進法)が施行され、「消費者市民社会」の実現に向けた取組が期待されています。そこで、あいち暮らしっくも100号発行を契機に、「暮らしに役立つ情報」とともに「『消費者市民社会』について理解を深める情報」を掲載してまいります。

## “消費者市民社会” とは？

消費者一人ひとりの消費行動を通じて、社会全体の改善や発展に積極的に参加していく社会のことです。そのためには、個々の消費者の自立を支援するだけでなく、「消費者市民社会」の実現に向けた広い意味の消費者教育が求められています。また、様々な教育との連携も必要です。



食育

消費者教育

国際理解教育

金融・経済教育

環境教育

法教育

例えば

### 消費者の行動

- 環境教育 → 省エネ(エコ)商品の購入
- 食育 → 食品ロスを減らす  
地産地消を心がける
- 国際理解教育 → フェアトレード商品の購入
- 金融・経済教育 → 価値あるお金の使い方  
…など

環境への  
配慮

公正な  
市場経済

…など

消費者市民  
社会

公正かつ  
持続可能な  
社会の形成

消費者の行動が、環境や社会経済に影響を与えることを考えてみましょう。  
そして、消費者としてできることから始めてみましょう。

それが、“消費者市民”への第一歩です！

次のページから、すぐにできる取組をご紹介します。